

議案第18号

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 理学療法士業務手当
- (5) 作業療法士業務手当
- (6) 建築主事業務手当

第2条第7号から第10号までを削り、同条第11号を同条第7号とし、同条第12号から同条第17号までを4号ずつ繰り上げ、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 救急救命士業務手当

第2条第18号を削る。

第3条第2項中「1月につき5,500円」を「1日につき275円」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（理学療法士業務手当）

第6条 理学療法士業務手当は、理学療法士の免許を有する職員が理学療法（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第1項に規定する理学療法をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 理学療法士業務手当の額は、1日につき500円とする。

（作業療法士業務手当）

第7条 作業療法士業務手当は、作業療法士の免許を有する職員が作業療法（理学療法士及び作業療法士法第2条第2項に規定する作業療法をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 作業療法士業務手当の額は、1日につき500円とする。

（建築主事業務手当）

第8条 建築主事業務手当は、建築主事に任命された職員が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により建築主事が行うこととされている業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 建築主事業務手当の額は、1日につき350円とする。

第9条から第12条までを削る。

第13条第2項中「1月につき10,000円」を「1日につき500円」に改め、同条を第9条とする。

第14条を第10条とし、第15条から第19条までを4条ずつ繰り上げる。

第15条の次に次の1条を加える。

（救急救命士業務手当）

第16条 救急救命士業務手当は、救急救命士の免許を有する消防職員が救急救命処置（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 救急救命士業務手当の額は、1日につき350円とする。

第20条から第22条までを削り、第23条を第17条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p><u>(4) 理学療法士業務手当</u></p> <p><u>(5) 作業療法士業務手当</u></p> <p><u>(6) 建築主事業務手当</u></p> <p><u>(7)―(13)</u>（略）</p> <p><u>(14) 救急救命士業務手当</u></p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 社会福祉業務手当の額は、<u>1日につき275円</u>とする。</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p><u>（理学療法士業務手当）</u></p> | <p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p><u>(4) 放射線取扱手当</u></p> <p><u>(5) 病原試験担当手当</u></p> <p><u>(6) 理学療法手当</u></p> <p><u>(7) 作業療法手当</u></p> <p><u>(8) 建築主事手当</u></p> <p><u>(9) ボイラー操作手当</u></p> <p><u>(10) ボイラータービン主任技術者手当</u></p> <p><u>(11)―(17)</u>（略）</p> <p><u>(18) 救急救命士手当</u></p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 社会福祉業務手当の額は、<u>1月につき5,500円</u>とする。</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p><u>（放射線取扱手当）</u></p> |

第6条 理学療法士業務手当は、理学療法士の免許を有する職員が理学療法（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第1項に規定する理学療法をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 理学療法士業務手当の額は、1日につき500円とする。

（作業療法士業務手当）

第7条 作業療法士業務手当は、作業療法士の免許を有する職員が作業療法（理学療法士及び作業療法士法第2条第2項に規定する作業療法をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 作業療法士業務手当の額は、1日につき500円とする。

（建築主事業務手当）

第8条 建築主事業務手当は、建築主事に任命された職員が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により建築主事が行うこととされている業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 建築主事業務手当の額は、1日につき350円とする。

第6条 放射線取扱手当は、職員が放射線取扱業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 放射線取扱手当の額は、1月につき10,000円とする。

（病原試験担当手当）

第7条 病原試験担当手当は、職員が病原試験業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 病原試験担当手当の額は、1月につき7,000円とする。

（理学療法手当）

第8条 理学療法手当は、理学療法士が理学療法業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 理学療法手当の額は、1月につき10,000円とする。

（作業療法手当）

第9条 作業療法手当は、作業療法士が作業療法業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 作業療法手当の額は、1月につき10,000円とする。

（建築主事手当）

第10条 建築主事手当は、建築主事が建築確認に関する事務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 建築主事手当の額は、1月につき7,000円とする。

（ボイラー操作手当）

第11条 ボイラー操作手当は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省

(廃棄物処分業務手当)

第9条 (略)

2 廃棄物処分業務手当の額は、1日につき500円とする。

第10条—第15条 (略)

(救急救命士業務手当)

第16条 救急救命士業務手当は、救急救命士の免許を有する消防職員が救急救命処置（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 救急救命士業務手当の額は、1日につき350円とする。

令第33号）第97条に基づく免許を有する者がグリーンセンターに勤務し、専らボイラーの操作業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 ボイラー操作手当の額は、1月につき1,000円とする。

(ボイラータービン主任技術者手当)

第12条 ボイラータービン主任技術者手当は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づくボイラータービン主任技術者がグリーンセンターに勤務し、専らボイラータービンの保安管理に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 ボイラータービン主任技術者手当の額は、1月につき3,000円とする。

(廃棄物処分業務手当)

第13条 (略)

2 廃棄物処分業務手当の額は、1月につき10,000円とする。

第14条—第19条 (略)

(救急救命士手当)

第20条 救急救命士手当は、救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する消防職員が救急救命処置（救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置をいう。）の業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 救急救命士手当の額は、1月につき5,000円とする。

(短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)

第17条 (略)

附則 (略)

第21条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第3条、第6条から第13条まで及び前条に規定する特殊勤務手当の額については、これらの規定にかかわらず、その額に、つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）第2条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額)

第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の特殊勤務手当の額については、前条の規定を準用する。

第23条 (略)

附則 (略)